中央二丁目から中央四丁目が誕生

11月2日に

11月2日から、入間川の一部(約60ヘクタール)に住居表示が実施され、区域にお住まいのかたの住所が新しくなります。

住居表示は、住所をよりわかりやすくするための制度です。新しい住居表示に慣れるまで、戸惑うこともあるかと思いますが、実施日以降は新しい住所を使用してくださいますようお願いします。

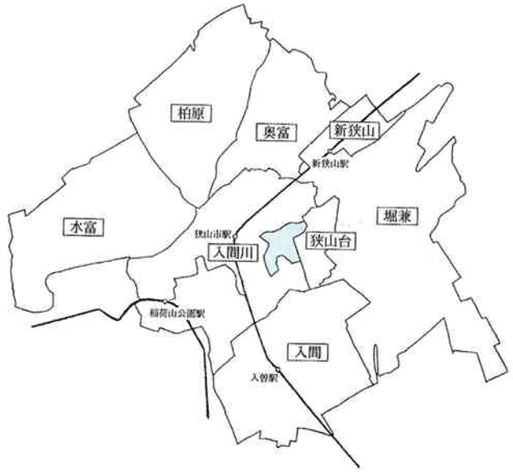

●実施日のおよそ一か月前に区域の各ご家庭・事業所に次のものをお届けします

1新しい住所をお知らせする「通知書」

2住所の変更手続きなどを解説した「手続きのしおり」

3新住所と旧住所がわかる地図「新旧対照案内図」

4親戚・知人・取引先などに住所の変更をお知らせするための「無料はがき」

5土地・建物の所有者などの住所変更をしていただくための「登記申請書」

●実施に向けて、次の作業を進めていきますのでご協力をお願いします

○街区案内板の設置

バス停・公園・主要道路などに設置します

○街区表示板の設置

各街区の四隅の電柱や塀などに設置します

○町名表示板・住居表示板の取付

各種資料の配布時に皆さんの家の門柱や玄関などの見やすい場所に取り付けます

●住居表示実施後に住所変更手続きをしていただく主なもの

◇土地・建物など不動産登記簿の住所変更登記

◇会社など法人登記簿・商業登記簿の住所変更登記

◇自動車運転免許証の本籍・住所の変更

◇自動車・オートバイ(126cc以上)登録の住所変更

◇軽自動車登録の住所変更

◇各種許可証などの住所変更

●手続き上の注意事項

◇住居変更の手続きには、住居表示による変更を証明する住居表示の証明書または新住所をお知らせする通知書を添付することにより変更に係る手数料は、無料となります

◇住民票・戸籍の本籍欄・印鑑登録原票・選挙人名簿・土地建物等不動産登記簿の表題部の住所変更は、市役所および法務局が職権で行います

※詳しくは、後日お届けする『手続きのしおり』をご覧ください

問い合わせ

都市計画課住居表示係（内線790）へ

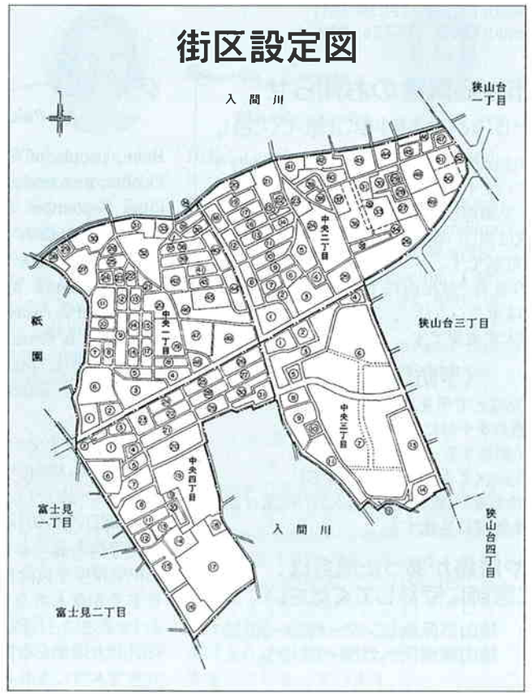

博物館

秋期企画展示

『わが郷（さと）の先覚者・清水宗徳（しみずそうとく）展』

■期間／平成8年9月21日(土)～11月10日(日)

〈休館日〉
9月24・27・30日、10月7・11・14・21・25・28日、11月5日

明治時代の狭山市域において、殖産興業を中心にその近代化を強く推進した人物に清水宗徳がいます。同人の生き方とさまざまな業績は、1914(大正3)年に出版された『清水宗徳翁小伝(おうしょうでん)』にまとめられていますが、今回は、この『小伝』の記述を基本にすえ、その内容を諸資料で紹介することとしました。

狭山市域の近代化に巨大な足跡を残した清水宗徳は、1843(天保(てんぽう)14)年に上広瀬村(狭山市)で生まれ、1879(明治12)年には入間郡から第1回埼玉県会議員に選出されました。また、1890(明治23)年には、国会の開設に伴い第1回衆議院議員に埼玉2区から当選しています。

清水宗徳は、地方政治や国政にも参画しましたが、生涯をとおして情熱を注いだのは、狭山市域の近代化であり、1877(明治10)年には上広瀬村字河原宿(かわらじゅく)に県内最初の器械製糸工場である暢業社(ちょうぎょうしゃ)を設立しました。同社は、当時としては画期的な設備を誇り、そこで生産された生糸は外国商館から高い評価を得ました。また、当市域の特産物であった斜子織(ななこおり)の改良にも努め、広瀬斜子が全国に名声を得るうえで大きな役割を果たしました。さらに、産業の発達を図るには交通機関の整備が急務であると考え、川越から入間川・所沢を経て国分寺にいたる川越鉄道(現西武新宿線と国分寺線)の敷設に積極的な活動をつづけました。また、入間川から飯能にいたる入間馬車鉄道株式会社の経営にもたずさわりました。これら諸事業のほかにも入間川の砂利採掘事業や鉄工所の経営も手がけています。

以上のように近代化を進める一方で、北海道開拓にも情熱をかたむけ、現在の北海道空知郡奈井江町(そらちぐんないえちょう)の基礎を築きました。

今回の企画展では、清水宗徳の業績に係わる文書などを中心に展示、紹介します。多数の皆さんにご覧いただければ幸いです。

最後に、本企画展の開催にあたり、貴重な資料の出品を快くご承諾くださいました所有者、関係者のかたがたに厚くお礼を申しあげます。

清水宗徳氏（山口修司氏蔵）

関連事業紹介

講演会『わが郷の先覚者・清水宗徳』

とき　平成8年10月13日(日)　13:30～15:30
ところ　博物館　研修・講義室
講師　狭山市文化産業特別功労者　山崎滋夫氏
定員　50名
申込　受講希望のかたは、9月18日(水)、9:00から電話で博物館へ　☎55－3804

〈問い合わせ〉博物館へ☎55－3804

ごみの分け方・出し方シリーズ VOL.5

ごみ出しは半透明・透明袋で！

10月1日から半透明・透明ごみ袋による収集が完全実施となります。

●燃えるごみ

白色の半透明袋またはレジ袋(新聞紙を重ね、その字が読める程度のものであればごみ袋として再利用できます。)を使用してください。

●燃えないごみ

無色透明袋を使用してください。

※中身の確認できない黒いごみ袋、ダンボール箱、紙袋などで出されたごみは、啓発シールを貼り、収集できませんのでご注意ください

□ごみの集積所は、付近のかたがたが共同で利用し、協力し合って清掃などを行っています。通りすがりにごみを出さないでください。

事業者の皆さまへ

事業系(事務所、商店、飲食店など)のごみも、半透明・透明ごみ袋を使用してください。

なお、事業系のごみについては、事業者自らの責任において処理することとなっています。市では、収集していませんので、直接清掃センターまたは第二環境センターへ搬入するか、収集運搬許可業者に依頼されるようお願いします。

問い合わせ
清掃業務課☎53－2831へ